

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	四半期報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の7第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2023年1月31日
<b>【四半期会計期間】</b>	第11期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
<b>【会社名】</b>	株式会社ミクレード
<b>【英訳名】</b>	MICREED Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 片山 礼子
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋二丁目16番13号
<b>【電話番号】</b>	(03)6262-5176 (代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	管理部長 谷口 学
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都中央区日本橋二丁目16番13号
<b>【電話番号】</b>	(03)6262-5176 (代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	管理部長 谷口 学
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)











## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	499	503
売掛金	403	664
商品及び製品	152	249
原材料及び貯蔵品	1	0
前払費用	5	10
未収入金	6	93
その他	6	0
貸倒引当金	1	2
流動資産合計	1,074	1,518
固定資産		
有形固定資産	12	11
無形固定資産		
ソフトウェア	134	122
無形固定資産合計	134	122
投資その他の資産		
破産更生債権等	0	0
繰延税金資産	35	35
その他	45	45
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	81	81
固定資産合計	228	214
資産合計	1,302	1,733
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	329	564
リース債務	0	0
未払金	82	114
未払費用	1	1
未払法人税等	0	55
未払消費税等	-	2
預り金	2	1
その他	1	2
流動負債合計	418	742
固定負債		
退職給付引当金	14	17
資産除去債務	1	1
固定負債合計	16	19
負債合計	435	761
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	89	90
資本剰余金	436	436
利益剰余金	341	445
自己株式	0	0
株主資本合計	867	972
純資産合計	867	972
負債純資産合計	1,302	1,733

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
売上高	2,290	3,423
売上原価	1,517	2,262
売上総利益	772	1,160
販売費及び一般管理費	808	1,004
営業利益又は営業損失 ( )	35	156
営業外収益		
受取利息	0	0
償却債権取立益	0	0
情報提供料	0	0
助成金収入	-	1
その他	0	0
営業外収益合計	2	2
経常利益又は経常損失 ( )	33	158
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	33	158
法人税等	11	55
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	21	103

【注記事項】

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

○税金費用の計算

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	47百万円	52百万円



(収益認識関係)

当社は業務用食材通販事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

	報告セグメント
	業務用食材通販事業
商品の販売	2,290百万円
顧客との契約から生じる収益	2,290百万円
その他の収益	- 百万円
外部顧客への売上高	2,290百万円

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

	報告セグメント
	業務用食材通販事業
商品の販売	3,423百万円
顧客との契約から生じる収益	3,423百万円
その他の収益	- 百万円
外部顧客への売上高	3,423百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( )	9円98銭	47円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )金額(百万円)	21	103
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	21	103
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,174	2,177
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	47円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	20
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年1月27日

株式会社ミクリード  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 印  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクリードの2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクリードの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

